

ID&Eホールディングス サステナビリティ関連特別配慮事項に関する行動ガイドライン

ID&Eホールディングス・グループ（以下ID&Eグループ）は、東京海上グループが掲げる環境・社会リスクへの対応方針に基づき、特定セクターに対する方針を次のとおり定めます。

1. 非人道兵器セクター（生物兵器、化学兵器、クラスター弾、対人地雷）

非人道兵器セクターは、人道上の懸念が大きいかを踏まえ、非人道兵器の製造に関する取引（コンサルティングサービス・投融資）は実行しません。

2. 石炭火力発電

石炭火力発電は、他の発電方式と比較して、温室効果ガスの排出量が多く、さらに硫黄酸化物や窒素酸化物などの有害物質を発生させます。

2-1. 発電所施設取引：気候変動や大気汚染などの環境負荷のリスクが高いことを踏まえ、新設・既設に関わらず、石炭火力発電所に対する新たな取引（コンサルティングサービス・ファイナンス）を実行しません。（※1）

2-2. 企業取引：電力・エネルギーセクターとの取引に専門性を有する一部の当社グループ会社においては、発電量の30%以上を石炭火力発電から得ている企業との取引（ファイナンス）を行いません。（※2）

3. 石炭開発

石炭火力発電と同様に、発電事業のための炭鉱開発は、将来の火力発電所等での燃焼を通じた温室効果ガス排出量増加をもたらす可能性があります。また、労働者の労働安全衛生へのリスクや有害廃棄物による地域の生物多様性への影響も認識しています。

3-1. 炭鉱開発事業取引：気候変動、生態系、人権等への負の影響を踏まえ、新設・既設に関わらず、炭鉱開発に対する新たな取引（コンサルティングサービス・ファイナンス）を実行しません。（※1）

3-2. 企業取引：電力・エネルギーセクターとの取引に専門性を有する一部の当社グループ会社においては、一般炭の年間採掘量が2,000万トンを超える企業との取引（ファイナンス）を行いません。（※2）

4. オイルサンド

オイルサンドの採掘には、より多くのエネルギーと水資源を必要とする採掘・精製工程により、在来型の石油・ガスの採掘方法と比較して多量の温室効果ガスを排出する可能性があることを認識しています。また、先住民の権利を侵害するリスク、野生生物や生態系への悪影響も認識しています。

気候変動、生態系、人権等への負の影響を踏まえ、新設・既設に関わらず、オイルサンドの採掘事業に対する新たな取引（コンサルティングサービス・ファイナンス）を実行しません。

5. 北極圏における石油・ガス

北極圏（北極野生生物国家保護区（ANWR、Arctic National Wildlife Refuge）を含む、北緯66度33分以北の地域）における石油・ガスの採掘事業は、希少生物や海洋生物等の生息地や生態系を変化させる大きなリスクを伴います。また、先住民の生活や文化に悪影響を及ぼすことも認識しています。

添付 6

生態系や生物多様性の観点、先住民の権利に与える負の影響を踏まえ、北極圏における石油・ガスの採掘事業（※3）に対する新たな取引（コンサルティングサービス・ファイナンス）を行いません。

（※1）本ガイドラインにおける取引制限は、石炭火力発電所および炭鉱開発事業、ならびに専らこれらの事業に供される事業を対象とします。

また、パリ協定の合意事項達成に向け、CCS/CCUS（二酸化炭素回収・貯留／二酸化炭素回収・有効利用・貯留）や混焼などの革新的な技術・手法を取り入れて進められる案件や、パリ協定に沿った脱炭素計画を有している事業/企業については、慎重に検討の上、対応を行うことがあります。

（※2）パリ協定に沿った脱炭素計画を有する企業である場合は除きます。また、個々の社員の健康や福祉を支援する保険（労災保険等）は対象外とします。

（※3）パリ協定に沿った脱炭素計画を有する事業/企業である場合は除きます。

策定 2026. 3. 19